適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 1	v 受印 ,																							[1.	/ 2	2]
令和 4	年 月	目		(7	リメ	ゲ ナ)	/— -	700	0.1	200																
				住所				(T <i>I</i> ❷(法 <i>)</i>	-	— 08 合のみな		,															
				(法 / 本	人の店	場合	;) [は	広島	県区	島市	南区	大州	5番4	11 - 1	号												
						入 事 務									_												
			申	1		在	地								(雷	·武·	番号			_	_		-)
			'	(7	リメ	ザ ナ)								(电	, DD 1	哥 勹			_				_			
							ľ	(∓ 7	732	- 08	302)															
				広島県広島市南区大州5番41-1号																							
				納	税		地																				
			請												(電	話者	番号			_	_			_)
		H L3	(7	リメ	ゲ ナ)	EIJEŀ	· IJ∃	ウ																		
							ľ	⊗																			
				氏 名	又《	ま 名	称	森本		Ð																	
			者	(7	IJ Ź	サナ)															_					
				(法)代表	-		3)																				
広島東	₹_ 税務	署長殿		 法	人	番	号				_				1		1			_ 		_		_			
この申記	青書に記	<u>載した</u>	<u> </u> 次の=	┗ 事項(《	1 印欄) は、	 商材	 各請求	書発		 業者	 登録:	童に	登載	<u>ー</u> ; さ;	h ?	<u>ー</u> 5と	ا ح	トに	 	国税	上	ホー		·~·	<u>ー</u> ージ) T
表される	ます。			, , , , ,	- 11 ING	/ 10.0	×= 11	H H11 - 1 +			/IC II	-12. PAGE 1	., . –	-12. TV		, ,				` '		17.4					
	皆の氏名〕 (人格の)			を除く。) iz t	あって	は.	本店了	マは	主たる	事系	客所の	所才	干地													
なお、」	上記1及7	び2の	ほか、	登録番	:号及で	び登録	年月	日がる	公表	されま	(す。													,			
また、常	常用漢字	等を使	用して	こ公表し 	ますの	りで、	甲請	書に言	記載	したゞ	で字。	公表	さ <i>*</i>	しる	文字	ح =	が手	異な	る場	易台 ——	かる	あり) ま	す。			
	のとおり																										ţ
	28 年 法 律 当 該 申 請																										-
	0 令和 5										1 /2	,	12.	1 /10		,	,,	, , , ,	/ // /		.14.21				,,,,,,,		
会和 5	年3月3	1 H (生 完	期間の	到 定 l:	- F N	担私	重業	老)	レセス	、坦。	☆ / ナ <	○ 和	5 左	E. 6	目	30 1	=)	丰	で	<u> </u>	<u> </u>	由	::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	主え	> 提	. Н
	は、原則										7//3	110	11 VI H	0 -	F 0	71	00 1	→ /	5	()	(- V	× · [·	пĦ	= 0	- 1/45	т.
					申請書	を提出	する	時点に	[おり	ヽて、i	該当,	する事	工業 者	台のト	叉分	に加	ちじ	. г	7に	<u></u> レビ]を付	+ 1	,て <	くた	"さ1	۸,	
					7 817							,	<i>></i> 1.5 F			7		•		•				• • •			
業	者	区	分				\sim	二 誅	₹₹₩-	事業者	1				L	_	咒.	枕≐	事業	: 有							
					集「登録 者の確言																		こは	. 7	欠葉	「身	白移
T. = F. 0		/ #4: 	en 00 en																								
	3月31日) 課税事業																										
は令和5	5年6月3 を提出す	0日) す	までに ジズキ																								
かったこ	ことにつき	を困難な	ょ事情																								
ある場合	合は、その)困難な	よ事情																								
				1台1田・	 土法人		 学川	 스 <u></u> ‡																			
理	士	署	名	祝埕. 税理		. IX1	ゴハロ	云司																			
. 4		-13	711	17671											/ arts			,				071	,		- 0/	. 0	,
				<u></u>													番号						2 .	_	286	δ)
※ 整理				部門		_±	語 缶	三月日	4		年		月	E	· 通	<u> </u>	信		H		付_			確			
说 ■番号 第 	-			番号			ны Т	<i>></i> ↓ ⊢	1				/ J						F.		月			認			
署 🕽 🛪 👍	力 処 理		年	月	B	番号	-		T	身元		済	T	確認 書類	! 個 i そ			— K	/通	知力	— k	· 運	転免	許証	E		
ル 八 /	」		_ +		P	確認				確認		未済	<u> </u>											Ī	Ī		
理	录番 号	Т					1	1 .		1																	
P19	. – •										- 1																

- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

		氏 夕 豆	は名称	***	<u> </u>								
	■ 装业小フ重要老の区八戸内で □戸し口		, , , , , ,	11111	元								
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印	1を竹し記載	しくくだっ	- v v					-				
免 □ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。													
事	個 人 番 号	<u> </u>	1 1	Ι ι	1	1			_				
事 									_				
業	事生年月日(個業)			法人	事 業	年 度	自一一	月	日 ———				
 者	* 人) 又は設立 内 年月日(法人)	年 月	日	のみ 記載			至	月	日				
	容		11. 45.	資 本 ———	金			円					
の	事業 内容												
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け												
認	ようとする事業者	3410 3 -> 123 1 1 14			令和	年	.)	1	日				
登	課税事業者です。												
- - - - - - - -													
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ												
件	件												
0	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せ (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えて		よめりまで	₹ №.		\checkmark	はい] <i>\\\</i> \\	え				
確	その執行を終わり、又は執行を受けること	レがナンノナンの	シロからり	年も欽	2周1 ア								
認	- てのが11を終わり、又は9411を支けること - います。 -	こかなくなの/	CH 11-15 Z	十て脳			はい [] V)V)	え				
参													
考													
事													
項													